

普通交付税の更正増について

1 概要

地方交付税法の一部を改正する法律（令和4年法律第95号）及び普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（令和4年総務省令第72号）に基づき、令和4年度普通交付税の再算定が行われ、令和4年12月9日付け **100,089千円**の追加交付が決定されました。

2 更正増の理由

地方交付税の財源となっている国税の令和3年度の増収及び令和4年度の増収見込みを踏まえ、国の補正予算において地方交付税の増額補正が行われました。これに対応して、令和4年度に限り、基準財政需要額の費目に「臨時経済対策費」が創設されるとともに、調整額が復活されたことによるものです。

臨時経済対策費	95,299千円	
調整額	4,790千円	
合計	100,089千円	… 追加交付額

3 再算定と当初算定との比較

（単位：千円）

区 分	再算定 A	当初算定 B	増 減 A-B
①基準財政需要額	5,887,183	5,791,884	95,299
②基準財政収入額	4,693,514	4,693,514	0
③交付基準額（①－②）	1,193,669	1,098,370	95,299
④調整額（*）	0	▲ 4,790	4,790
⑤交付決定額（③＋④）	1,193,669	1,093,580	100,089

* 調整額とは、普通交付税の算定上、各地方団体の財源不足額の合算額が、国の予算上の普通交付税の総額を超える場合は、財源不足額の合算額を普通交付税の総額にあわせることとしており、この総額にあわせるために減額した額のことをいいます。